



# 鳥取県公報

平成 21 年 1 月 9 日 (金)  
第 8056 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定 (1) (指導管理課) . . . . . 2
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (2) (〃) . . . . . 2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (3) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の指定 (4) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による薬局の廃止の届出 (5) (〃) . . . . . 3
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (6) (障害福祉課) . . . . . 3
	地域森林計画の決定 (7) (林政課) . . . . . 3
	地域森林計画の変更 (2 件) (8・9) (〃) . . . . . 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (10) (森林保全課) . . . . . 4
	県道の区域の変更 (11) (道路企画課) . . . . . 5
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (12) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (13) (日野総合事務所県民局) . . . . . 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) . . . . . 6
	平成 20 年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度 (警察事務・追加募集)) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . . . . 13
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 16
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 16

# 告 示

## 鳥取県告示第1号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成20年12月19日	647	鳥取市片原三丁目211	行政書士 平田 由枝	鳥取市片原三丁目211

## 鳥取県告示第2号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人を廃止したので、告示する。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称
平成20年12月31日	鳥取市片原三丁目211	行政書士 平田 矩久

## 鳥取県告示第3号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
政治団体に係る収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県企画部地域づくり支援局自治振興課  
課長補佐 島田 義徳
- 3 委任期間  
平成21年1月1日から同年3月31日まで

## 鳥取県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
ジャスコ鳥取北店調剤薬局	鳥取市晩稲100-1	平成20年8月21日

**鳥取県告示第5号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
ジャスコ鳥取北店調剤薬局	鳥取市晩稲100-1	平成20年8月20日

**鳥取県告示第6号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社ひかり 保健企画 代表 取締役 岩間 徹	倉吉市東巖城 町56	ひかり調剤薬局	倉吉市東巖城町56	育成医療 更生医療	平成21年1月 1日
有限会社羽場薬 局 代表取締役 羽場 章子	鳥取市賀露町 南一丁目8-3	有限会社羽場薬局	鳥取市賀露町南一 丁目8-3	〃	〃
株式会社イヌイ 代表取締役 乾 康彦	鳥取市吉方温 泉四丁目703	イヌイ調剤薬局	鳥取市吉方温泉四 丁目703	〃	〃
有限会社トマト 薬局 取締役 高力 由美子	東伯郡琴浦町 大字徳万176 -5	トマト薬局	東伯郡琴浦町大字 徳万176-5	〃	〃

**鳥取県告示第7号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を立て

たので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第10号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

##### 1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643、643の1から643の22、字シヨムカ636

##### （2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

##### （3） 変更後の指定施業要件

###### ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

##### 2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字眷米字シヨムカ635の55、635の56、635の77、635の245

##### （2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3、583の4、字堂ノムコフ638の19、字野502の1、字上ノ坂503の1、字鳴谷645の3、字シヨムカ635の89、字大平ル68の14

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第11号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年1月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子境港線	境港市佐斐神町字行瀨ノ一1608-6地先から同地先まで	変更前	46.0~51.0	12.0
		変更後	46.0~65.0	12.0

**鳥取県告示第12号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月9日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
NPO法人ワークショップ・アクティブ	米子市旗ヶ崎七丁目6-1	ワークショップ・アクティブ	米子市旗ヶ崎七丁目6-1	就労継続支援	平成21年1月1日

**鳥取県告示第13号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年2月23日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年1月9日

鳥取県日野総合事務所長 原 豊

## 1 申請のあった年月日

平成20年12月24日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人多里まちづくりサポートセンター

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山形 美智也

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

日野郡日南町多里782-2

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、多里地域住民に対して、優れた資産の総体的価値を認め、且つ経済・文化・教育・環境等に関し深い造詣を有する会員相互の協力により、資産の幅広い分野での活用手法等について提言及び活動を行うものである。それにより、資産の有効・有益な活用を推進し、文化・教育・環境等にも配慮した安全な地域を創造し、且つ健全なまちづくりを実現することを一つの目的とする。また、公共交通機関の利用が困難である地域内の高齢者等に、自宅からの移動手段を提供することにより、中山間地の高齢者等の福祉の増進、余暇活動・地域活動への参加を支援し、高齢化社会の活性化に寄与することも目的とする。

**公 告**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年11月11日付鳥取県告示第731号）の内容  
（告示の内容）

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岡 一雄	八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1088
〃	八頭郡智頭町大字新見字清見1110
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
河村 兵蔵	八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1088
〃	八頭郡智頭町大字新見字清見1110
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
河村 藤吉	八頭郡智頭町大字新見字清見1110
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
河村民次郎	八頭郡智頭町大字新見字清見1110
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
河村 福治	八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1088
〃	八頭郡智頭町大字新見字清見1110
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
河村 高市	八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1088
〃	八頭郡智頭町大字新見字清見1110
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
河村 勝蔵	八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1088
〃	八頭郡智頭町大字新見字清見1110

〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
河村 源蔵	八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1088
〃	八頭郡智頭町大字新見字清見1110
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
河村 計之	八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1088
〃	八頭郡智頭町大字新見字清見1110
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
河村 嘉男	八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1088
〃	八頭郡智頭町大字新見字清見1110
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
河村しげ子	八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1088
〃	八頭郡智頭町大字新見字清見1110
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
安原吉次郎	八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1088
〃	八頭郡智頭町大字新見字清見1110
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
河村和太市	八頭郡智頭町大字新見字清見1110
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
藤原 初蔵	八頭郡智頭町大字新見字清見1110
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1115
〃	八頭郡智頭町大字新見字塚向1121
八頭郡智頭町 富澤財産区	八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1095の1



〃	八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1095の5
〃	八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1095の6
〃	八頭郡智頭町大字新見字清見1113の1

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐による伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年11月4日付鳥取県告示第722号）の内容

(告示の内容)

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

平家 林蔵	八頭郡若桜町大字落折字半途277の44
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑277の72
〃	八頭郡若桜町大字落折字木地屋ノ向イ277の64
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の10
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11

平家 民蔵	八頭郡若桜町大字落折字半途277の53
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家源太郎	八頭郡若桜町大字落折字半途277の57
平家百合子	八頭郡若桜町大字落折字半途277の62
平家安次郎	八頭郡若桜町大字落折字木地屋ノ向イ277の64
平家 信英	八頭郡若桜町大字落折字中畑277の66
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑277の222
平家 益子	八頭郡若桜町大字落折字中畑277の68
但住 哲嗣	八頭郡若桜町大字落折字中畑277の70
平家 音蔵	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家 りつ	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
平家 守雄	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家 良蔵	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家 富蔵	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11

〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家重次郎	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家 藤六	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家徳太郎	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家徳五郎	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家 辰蔵	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家喜代治	八頭郡若桜町大字落折字半途277の59
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9

〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家 義勝	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の10
平家吉次郎	八頭郡若桜町大字落折字半途277の50
平家 金蔵	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家吉太郎	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家富太郎	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家 政幸	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家安太郎	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家 熊蔵	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359

〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家 文蔵	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
平家岩太郎	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の 9
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の11
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の359
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の360
〃	八頭郡若桜町大字落折字中畑前277の361
中原農事實行 組合代表者	八頭郡若桜町大字中原字下モ谷1101の 2
坂尾 繁蔵	八頭郡若桜町大字中原字下横尾1227の 1
〃	八頭郡若桜町大字中原字上横尾1254の 1
野田 林蔵	八頭郡若桜町大字中原字下横尾1227の 1
〃	八頭郡若桜町大字中原字上横尾1254の 1

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成21年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成21年1月9日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 1 試験の名称

平成20年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務・追加募集））

## 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
警察事務	4名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

## 3 対象となる職

警察本部等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

## 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額142,800円のほか諸手当が支給される。

## 5 受験資格

受験資格がある者は、昭和60年4月2日から平成3年4月1日までの間に生まれた者とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

## 6 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）

## (2) 試験期日

平成21年2月7日（土）

## (3) 試験会場

鳥取県庁本庁舎講堂 鳥取市東町一丁目220

## 7 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験、人物試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

## (2) 試験期日

平成21年3月2日（月）

## (3) 試験会場

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

## 8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

## (1) 第1次試験合格者

第1次試験の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

## (2) 採用候補者

第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験の結果により決定する。

## 9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

## (1) 第1次試験合格者

平成21年2月18日（水）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

## (2) 採用候補者

平成21年3月中旬に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

#### 10 採用の方法

- (1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成21年4月1日の予定である。

#### 11 受験手続

##### (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

##### (2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

##### (3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

###### (ア) 受付期間

平成21年1月7日（水）から同月21日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成21年1月21日（水）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

###### (イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年1月7日（水）午前0時から同月21日（水）午後12時まで

#### 12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成21年1月9日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成21年2月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
		同月27日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容



## (1) 調達案件の名称及び予定数量

自動車保管場所現地調査及び自動車保管場所のデータ入力業務 一式

(業務の内訳とその予定数量)

ア 自動車保管場所現地調査 37,000件

イ 自動車保管場所のデータ入力業務 36,000件

## (2) 業務の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

## (4) 履行場所

鳥取県内全域

## (5) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)のア及びイに掲げるそれぞれの業務1件当たりの単価(10銭未満は切り捨てる。以下「業務単価」という。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された業務単価をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、業務単価にそれぞれの取扱件数を乗じて得た額の合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年1月30日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

## (3) 平成21年1月9日(金)から同年2月20日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 委託業務を確実に履行できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110(代)

## (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成21年1月9日(金)から同月26日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交

付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成21年1月27日(火)午後2時

鳥取県警察本部第1会議室(鳥取県警察本部庁舎1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年2月20日(金)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日(木)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成21年2月10日(火)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、1の(5)の業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額(以下「業務見込額」という。)に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として業務見込額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計

規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で業務見込額の最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Investigating and entering the data of vehicle keeping location, 1 set
- (2) February 10, 2009 3:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) February 20, 2009 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders  
February 19, 2009 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice: Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters  
1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan  
TEL 0857-23-0110